

八戸市子ども医療費 未就学児世帯の所得制限緩和について

1. 制度の概要

八戸市内に住所があり、健康保険に加入している児童の医療費を助成

対象年齢	対象区分	所得制限
0歳～中学生	通院・入院	あり
高校生等	入院	

※令和2年度の助成対象者は11,823人(0～15歳までの人口27,611人の42.8%)

2. 改正内容

子ども医療費を給付する保護者の所得制限を次のとおりとする。

※青森県乳幼児はつらつ育成事業の所得制限と同額

扶養親族等又は子どもの数	未就学児		小中高生
	改正後	改正前	変更なし
0人(前年中の申告)	5,320,000円	2,342,000円	2,342,000円
1人	5,700,000円	2,722,000円	2,722,000円
2人	6,080,000円	3,102,000円	3,102,000円
以降、扶養親族等又は子どもの数1人につき38万円加算			

※未就学児の対象人数が約3,500人増加する見込み。(2年度末約4,800人)

3. 施行期日

令和4年1月1日

(令和4年1月1日以後の受診分より給付対象とする。)